

平成 28 年 7 月 1 日

お客様各位

コスコ・ロジスティックスジャパン(株)

輸出コンテナ総重量確定方法制度化（改定 SOLAS 条約）に関するお願い②

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また平素は格別のお引き立てを承り厚く御礼申し上げます。

この度、貨物の総重量の誤申告に起因すると思われるコンテナの荷崩れ等の事故が世界的に相次いで発生していることから、輸出コンテナに関して船積み前にコンテナ総重量を計測し、荷送人がコンテナ総重量を確定させることを義務づけた「海上人命安全条約」(SOLAS 条約)の改定が行われる事となりました。

つきましては、2016 年 7 月 1 日以降の船積みコンテナにつきましては法令に遵守した形での貨物重量の確定方法、及び重量情報の伝達を行って頂きますようお願い申し上げます。

【荷送人の重量確定方法】（いずれかの方法で）

方法 1. 実入りコンテナの総重量を適切な計測器で計測する方法。

方法 2. コンテナ内に梱包する貨物、パレット、その他固定材を含むすべての貨物品等の重量を計測し、これにコンテナの自重を足し合わせてコンテナ全体の重量を算出する方法。

【国土交通の届出・登録】

(1). 荷送人自らコンテナ重量の確定を行う場合には、国土交通大臣へ「届出」が必要です。

（届出荷送人）

(2). 荷送人から委託を受けて事業としてコンテナ重量確定を行うばあいには、国土交通大臣への「登録」が必要です。（登録確定事業者）

※届出、登録に必要な手順につきましては、以下 URL からご確認下さい。（5/31 更新）

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

【弊社の対応】

NVOCCの立場では基本的にはコンテナへ積載された貨物内容の確認作業をお引受けする立場ではなく、実荷主であるお客様へ改定条約遵守して重量確定していただくことをお願いする立場となります。

しかしながら、FCLのお取り扱いについて改定 SOLAS 条約に於いて基本的には実運送人である船会社との間で運送契約を行う者が責任者となる定義です。

お客様の代行者として責任を負う立場から以後以下のお願いをさせていただきますこと、ご理解とご協力を賜ります様、お願い申し上げます。

その他、グロス重量の確定方法の詳細などについては、今一度、各お客様にて確認をされることをお勧めいたします。

1. LCL 貨物の対応

混載コンテナ総重量は、各お客様からご提供いただく貨物重量情報を基に貨物固定材、コンテナ自重を足し合わせ算出させていただきます。

前提としてはお客様からご提供いただく重量情報が正しいものと見做しますので、お客様に於かれましては正確なグロス重量のご提供をお願い致します。

貨物のグロス重量の計測・ご提供につきましては以下の点につきご注意をお願いいたします。

a) 正味重量とグロス重量の認識違い

梱包材重量を確定し貨物重量に加算するか、梱包後に計量を行い重量確定をお願いします。

b) 製品仕様書などよって重量が明確な場合は貨物毎の計量は必要ありませんが、記載重量に疑義がある場合は計量をお願いします。また、その記載重量が梱包材を含めた重量でない場合には梱包後の重量算出が必要になります。

c) 計量器に関して原則は計量法で定められた特定計量器を用いることが必要です。

特定計量器以外で計量を行う場合は、適切に整備・点検され、計量器の器差±5%の範囲内であることが必要になります。

d) 実績のある貨物、複数同一の貨物の計量取扱いに関しては同一性の確認が取れることで全量の計測を必要とはされません。梱包仕様、入数などの変化が無いことを十分に確認して重量の確定を行ってください。

2. FCL 貨物の対応

- a) 弊社提携先倉庫でコンテナ詰め作業を承る場合は、重量が記載されたパッキングリスト等の貨物明細を基に重量確定を行いますので、正確な重量情報のご提供をお願い致します。
また、弊社にて総重量の計測が必要と判断したお客様、或いはお客様のご要望がある場合には、コンテナの総重量測定を有料にて行うことも御座います。
- b) メーカー様工場、お客様の施設又はお客様指定の海貨業者様の倉庫等でコンテナ詰めされる場合は、お客様の責任にて法令に則した計測及び情報伝達をお願い致します。
お引き受けに際し、お客様の「届出荷送人」の届出有無、若しくは重量確定を委託される事業者様の「登録確定事業者」としての登録の有無を確認させて頂く事も検討しております。
- c) 今回の条約改定にともない、その内容に合わせて弊社 House BL 上の不知文言を一部変更することも検討をしています。

国土交通省によると、本改定条約においてメーカー等は届出荷送人として届け出ることが望ましいとの見解を持っております。

まだ本改定詳細をご存知の無いメーカー様もおられるかと存じますので、お客様にはお取引先様へご周知お働きかけ頂ければ幸甚に存じます。

ご理解とご協力を賜ります様、お願い申し上げます。

以上